

1. 自治体職員について

(1)会計年度任用職員について(4点)

①基本的認識について

2017年に改定された地方公務員法、および地方自治法により、自治体で働く非正規職員の任用要件が厳格化され、「会計年度任用職員」という新たな制度が、来年4月から施行となります。

本議会で提案されている、議第82号から84号は、会計年度任用職員の条例制定を行うものです。期末手当などの支給が可能になる点には期待が高まる一方、この法改正により、「常勤の非正規雇用」に新たな根拠が持ち込まれ、「常時勤務を要する職」でも不安定な雇用形態が容認されることとなります。

国会では、この法改正にあたり付帯決議(衆議院・帯決議)がつけました。その中で特に重要なのは、『(人材確保及び雇用の安定を図る観点から、)公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心』にすること、また、会計年度任用職員への移行に当たっては、『不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われる』ことが指摘されている点です。地方自治体は当然、この付帯決議も含め法改正の趣旨に沿うことが求められます。

この条例制定により、正規職員の更なる削減が進み、「会計年度任用職員」への置き換えが進んだり、労働条件の切り下げが生じたりすることは許されず、適正な処遇改善が図られることが求められます。そこで、質問いたします。

①条例制定が、「処遇改善の第一歩」になると認識しているか、見解を求めます。

②「フルタイム」と「パートタイム」について

繰り返しますが、「常時勤務を要する職」は正規雇用が基本であり、会計年度任用職員が、便利な「調整弁」にされることがあってはなりません。しかし、共に常勤でありながら、正規職員と会計年度任用職員の線引きは、極めてあいまいなものとなっています。

更に、「会計年度任用職員」は、常勤の「フルタイム」と、短時間の「パートタイム」(以下、「パート」)に二分され、期末手当の支給はどちらにも可能となりますが、勤務時間がわずかに違う、極端に言えば、1分少ないだけでも「パート」勤務とされ、処遇に格差が生じるのは問題です。

来年度、会計年度任用職員に移行すると思われる嘱託職員、臨時職員数を部局ごとにみると、市民部、福祉保健部、子どもすこやか部、教育委員会などに多く、相当数の非正規職員によって職務が支えられていることが分かります。

総務省は、「財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定」したり、「フルタイムでの任用について抑制を」図ったりすることは、改正法の趣旨に沿わないと、マニュアルで明確に示しています。

「パート」とされながら、本来は「フルタイム」にすべき職場や職種はないのか、保育や教育現場、給

食調理や相談業務などで、超過勤務が常態化したり、つなぎの運用になつたりしていないか、「フルタイム」と「パート」の線引きには勤務実態の十分な把握が不可欠です。そこで質問致します。

②会計年度任用職員への移行にあたり、「フルタイム」か「パート」かの線引きは、職員の勤務実態を十分調査し、精査する必要があると考えます。見解をお聞かせください。

③専門性の担保について

住民の福祉の増進を担う自治体職員の重要性は、近年ますます高まっています。度々起こっている児童虐待やDVの急増、一人暮らしの高齢者や生活保護世帯の増加、学校では児童生徒への支援やいじめ・不登校などへの対応、想定を超える自然災害の発生等など、対応すべき課題は増え、問題は複雑化、多様化、そして高度化しています。これらの諸課題に丁寧に向き合っていくには、安定的で充実した職場体制と、長時間・過重労働の解消は不可欠です。

「厳しい地方財政事情」という言葉が度々引き合いに出されますが、住民のいのちとくらしを守り、安全・安心な地域社会の実現を目指せる職場こそ、憲法を基本にした公務労働といえます。

特に、保育士・臨床心理士・学校の講師・給食調理員や図書館員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、資格を有する職種や様々な技術職に携わる職員が「会計年度」、つまり1年区切りの不安定雇用では、積み重ねた経験やスキルが活かされず、専門性が低下したり、信頼関係が継続されないなどの事態を招くことにもなりかねません。

地方公務員が労働契約法の適応除外であるため、5年以上働いても常勤職員へ転換されることはなく、結局、資格を有する職員が他職種へ移行している実態も重く受け止めるべきです。

現在、大分市は、児童相談所や配暴センターなど、命と人権を守るための体制を整備している過程です。福祉・保健・教育など、専門性の高い職種、また、災害時の復旧などに携わる技術職などは、安定的・継続的に職員を配置し、技術や経験を積み重ねることが対応の質を高めるためには欠かせません。このような部署には、職員の配置に特別な配慮が必要です。そこで、質問いたします。

③専門性を担保し、構築し、経験やスキルを活かしていくために、今後、人的配置にどのような留意をしていくのか、見解を求めます。

④国の財政措置について

安倍政権がすすめる行政改革により、「効率化」や「アウトソーシング」の名の下で、これまでも正規職員が非正規職員に置き換えられ、「官製ワーキングプア」が問題となっています。非正規で働く職員の処遇改善は早急に解決する必要があります。

総務省からは、今年度のうちに地方財政措置が示されると思われましたが、結局、国の財政措置が不透明なまま、地方自治体は条例制定を強いられることとなりました。当面、独自財源となれば、自治体にとっては新たな財政支出となり、処遇改善の中身が抑制的になるのは必至です。

8月下旬に総務省へ赴き、制度の中味や今後の財源措置について、レクチャーを求めました。残念ながら財源については、制度導入後の調査結果を精査した上で検討していくという、あまりに悠長な返答に苦言を呈して参りました。

大分市では来年度の人件費を、およそ3億円増と見込んでいるようですが、更なる処遇改善を進めていく上で、地方財政措置は絶対に欠かせません。そこで、質問いたします。

④今回の法改正にかかる財源は、「全体の奉仕者」の役割を果たす為の公務労働に必要不可欠なものであり、国に対して早急に財政措置を求めるべきと考えます。見解を求めます。

2. 幼児教育・保育について (2点)

(1) 公立幼稚園について

今回、議第90号として、大分市立城南が丘幼稚園・津留幼稚園・明野幼稚園・判田幼稚園・寒田幼稚園及びこうぎき幼稚園の6園を廃園する議案が出されました。

この間、大分市では待機児童解消のために、認可保育所を中心に保育の受け皿を拡充しており、この点は、大変評価できることです。

しかし、本年4月時点でも、現時点でも、残念ながら待機児童の解消には至っておりません。加えて、今年10月からは、3歳以上児の幼保無償化が予定されています。

公立幼稚園の廃園は、「大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」で示され、休園・統廃合基準が示されています。しかしながら、待機児童が解消されていない実態が、この方針には反映されていません。

本年、第1回定例会において私は、公立幼稚園においても、多年制保育や一時預かり事業などを検討するよう求めました。無償化の予定も勘案し、保護者のニーズを調査することも要望しました。さらには、3歳未満児の待機児童解消の為に、公立の小規模保育施設の検討を行ってはどうかとの提案も致しました。待機児童が解消されなかった4月の時点で、既存の保育施設を十二分に活用し、対応するための努力を、この間行おうともせず、なぜ今回の廃園が決定されたのでしょうか。

現在、保育所新設の募集を行っていますが、予定数が集まらず再募集をかける事態も起こっています。仮に、年度内に決定されても、おそらく運用開始までには2年程の期間を要するでしょう。そんな中であって、市立幼稚園を、直ちに保育の受け皿として方向転換させることは、決して不可能ではないはずです。公立幼稚園は地域の宝です。多くの交流を生み、安心して通うことができる保育の受け皿として残すべきです。そこで質問します。

⑤公立幼稚園の廃園を中止し、来年4月に向け、多年制保育と一時預かり事業の拡充を検討すべきと考えます。見解を求めます。

(2) 保育所との統廃合について

この計画には、更にもう一つ、大きな問題点があります。それは、幼稚園の廃園後、大分市内13地区で、公立保育所も含めて、幼保連携認定子ども園に統合するという計画です。

先ほども指摘した通り、待機児童の解消に向け、大分市は現在、一刻も早く保育の受け皿を整備する義務があります。それにもかかわらず、保育所を認定子ども園にして1号認定子どもの枠を増やす、つまり、保育園に幼稚園の要素を加えようというものです。保育所の待機児童がいるのに、なぜ、保育所を子ども園に変えてしまうのでしょうか。

「保護者が仕事を辞めても、子ども園ならそのまま通うことができるから」、これが子ども園化の理由としてよく使われます。今回の公立幼稚園の廃園に伴い、その園舎がそのまま認定子ども園に移行するというのなら、まだ話は理解できます。しかしながら、統廃合計画に保育所まで巻き込むのは、待機児童解消に逆行するものであり、全く理解できません。そこで、質問します。

⑥待機児童解消が急務であるにもかかわらず、大分市が公立保育所を子ども園に移行させることは、市町村の保育の実施義務に反することだと考えます。見解を求めます。

3. 公共施設の建設について

(1) 学校建設について

今回の補正予算に、金池小学校の施設整備事業として、限度額58億2千万円の債務負担行為が提案されました。これは、金池小学校の校舎建てかえを行うものですが、大分市は今回の学校建設を、市内の学校では初となるPFI事業で行おうとしています。

PFIとは、正式名称を、Private-Finance-Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)といい、頭文字をとってPFIと呼ばれ、民間の資金やノウハウにより、公共施設等の設計や建設、維持管理や運営等を一括して契約するもので、日本では1999年にPFI法(別名「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」)が成立し、導入されました。その後、2011年、2013年、2015年と法改正を繰り返し、国が財政支援まで行いながら推進している制度です。

近年、水道事業の民営化で問題となっている「コンセッション」方式も、2011年の法改正で創設され、公共事業の産業化を推し進める安倍政権のもとで、PFIへの誘導はますます強められています。

しかし全国では、PFIの公共施設で事業破綻や汚職、欠陥工事など、数々の問題が発生しています。いくつかの例をあげますと、

■仙台市のスポパーク松森は、2005年7月1日にオープン、翌月の8月16日に発生し、仙台市で震度4の揺れを観測した宮城県沖の地震により、プールの天井が崩落。震度6の地震に耐えられないはずだった建物で、31名の負傷者を出す事故が発生しました。貝殻状の曲線が特色の建物の設計工事に欠陥が指摘されていますが、最終的には行政の責任とされました。PFIでは、工事過程でのチェック機能が働かないことが浮き彫りになった事例です。

■福岡市においては、ごみ焼却施設の余熱を利用した健康増進施設「福岡タラソ」のPFI事業が、スタートした年から利用客が予想を下回り、初年度から赤字を計上。わずか2年で経営破たんしています。

■滋賀県野洲市では、PFI方式による小学校と幼稚園の維持管理を、2004年から20年間の総事業費約37億8千万円で契約。しかし、通常の学校の10倍を超えるコストがかかっており、期間途中で市長が契約を解除。その結果、5億円の経費削減につながったことが報告されています。契約解除をした当時の市長は、「巨額の維持管理契約が結ばれたのは問題」「この方式は営利目的でない学校には不向き」と語っており、この教訓は学ぶべきです。

PFI事業は、「安く優れた品質の公共サービスの提供を実現する」と、まるで「打ち出の小づち」のように推奨されていますが、多額の税金を投入し、長期にわたる契約を一括して事業者へ委託するも

ので、今回の場合は15年もの長期契約です。期間が確実に満了する保障はなく、緊急事態や災害発生時の対応などに不安があります。契約期間中に問題が生じれば、第一に損害を被るのは子どもたちです。

従来の学校建設は、学校の仕様を行政が主導で行い、それぞれの段階で事業者が選定されます。複数の事業者が参入することや、一定のスパンで契約を見直す節目があることは、契約内容の確認や改善、危機管理意識の低下などを防止する上では重要です。また、今回の学校建設でPFIが導入されれば、今後、学校建設が事業者主導のPFIに移行することも十分考えられ、これからの学校運営にも大きな影響を及ぼすと考えます。そこで教育委員会に質問いたします。

⑦万一のリスクと責任を考えれば、子どもたちが日々を過ごす学校の維持管理は、従来通り、行政が直接行うべきと考えます。見解を求めます。

②PFI導入のルールについて

それでは次に、PFI導入のルールを定め、推進している企画部にお聞きします。

総務省は、平成27年12月17日付で「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について、との要請を各地方公共団体に対して送付しています。この中で、人口20万人以上の市町村に対し、この指針を踏まえ「優先的な検討規定を定める」よう「特段の配慮」を求めています。

総務省の進める通り、大分市は「(大分市)PFI等導入指針」を定め、①施設建設費が10億円以上のもの、②維持管理費、運営費等が単年度で1億円以上の公共施設整備は、「PFI検討対象事業」として、進めていく規定は問題です。

参入する事業者はボランティア団体ではありません。そこには必ず「利益」が伴う必要があります。通常、公共施設の運営や維持管理を行政が行う場合、物的経費と人的経費で業務を行います。事業者は、様々なサービスの向上を謳いながらもコストを下げ、物的経費と人的経費の上に「儲け」を捻出しなければ破たんしてしまいます。

市民が納めた莫大な税金が、長期にわたって企業の利となり、どんなリスクが生じるか予想もつかない契約です。PFIであっても、公共施設である以上、行政に課せられる責任は何ら変わらないことを考えれば、PFIは決して最適な手法とは言えません。そこで質問いたします。

⑧PFI導入について、そのリスクを認識しているのか、見解をお聞かせください。

4. 教育行政について (2点)

(1)学校図書館について質問します。

今年の9月から市内の小中学校には、パソコンに変わりタブレットが導入されました。その導入に先立ち、夏休み中に、コンピュータールームや学校図書館に設置してある教育用の検索パソコンとプリンターが順次撤去されました。これにより、図書館支援員が行う業務ができなくなって困っているという声が届きました。

大分市の図書館支援員は、年間1000時間の時間制限がある中で、図書の時間のよみきかせや本の紹介、休み時間の貸出しや返却業務をはじめ、新刊本などの価格調査、予算に合わせた購入

本リストの作成、秋の図書館祭りなどイベント用のスタンプカードやしおりの作成、おすすめ本を知らせる図書館だよりの発行、調べ学習の資料、委員会活動の資料、新刊本の受け入れ作業、蔵書点検の書類、先生方への告知文書、本の紹介ポップや壁面装飾など掲示物の作成、貸出しカードやクラスごとの一覧表、分類表示、バーコードシール、修理本の復元、蔵書リストのバックアップや廃棄本のリスト等など、本来、図書館運営に必要とされる専門的な業務を自主的に行っている支援員は、おそらく先生方も十分ご存じない程、多くの業務をこなしています。

学校図書館に設置されている蔵書管理用パソコンはネット接続しておらず、休み時間には貸し出しなどでバーコードを読み取る端末として使用するため、多くの支援員は撤去された教育用の検索パソコンで業務を行っていたと思われます。

この声を受け急ぎよ、学校図書館の蔵書管理用パソコンの状況がどうなっているのか調査をした結果、約8割が学校運営予算、残り2割がPTA 予算などで購入し、購入時期は10年以上前のものもあり、Windows7以前のOSが74%を占めていました。ワード、エクセルどちらも入っていないものが44.4%もあり、プリンターがある学校は37%、あとの学校はプリンターもない状況でした。そうすると、業務をこなすためには職員室でプリントアウトするしかないわけですが、支援員にそんな時間的な余裕はなく、持ち帰って仕事をしている支援員もおそらくいたと思われます。

「生きる力をはぐくむ読書活動」などと言いながら、図書館業務に対する配慮があまりにも不十分だと言わざるを得ません。そこで質問いたします。

⑨子どもたちに様々な角度から本を橋渡しし、読書の楽しさを伝えようと頑張っている図書館支援の業務がまともに行えるよう、業務用パソコンとプリンターの整備が、早急に必要だと思います。見解を求めます。

(2)最後に、コンピュータールームについてお聞きします。

先ほどのべたように、9月からコンピュータールームのパソコンが撤去され、学校には新たな空き教室ができています。

⑩パソコンがなくなったコンピュータールームについては、是非、学校の裁量で有効活用できるようにすべきと考えます。見解をお聞かせください。